

## 正 誤

埼玉県告示第千四百六十号（平成二十六年十一月七日第二千六百四十四号）中訂  
正

ページ 行

一 前から十二から十三まで

誤

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

正

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名